

令和3年9月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第120号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	1
議案第121号	令和3年度北九州市一般会計補正予算について	別冊

議案第120号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和3年9月28日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市旧古河鋳業若松ビルの管理の業務等の特例を設けるため、
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第６号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び４項を加える。

（北九州市旧古河鉱業若松ビルの管理の業務等の特例）

- 5 当分の間、市は、北九州市旧古河鉱業若松ビルの管理を自ら行うものとする。
- 6 前項の場合において、指定管理者の指定の取消し（令和３年北九州市告示第３２５－２号）により告示した北九州市旧古河鉱業若松ビルの指定管理者の指定の取消しの日前に当該指定の取消しを受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った、当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。
- 7 第５項の場合において、市は、北九州市旧古河鉱業若松ビルの使用につき、第６条の規定にかかわらず、利用料金の額の承認（平成３１年北九州市告示第２０７号）により告示した北九州市旧古河鉱業若松ビルの利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。
- 8 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、後納とすることができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年１０月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の付則第７項及び第８項の規定は、この条例の施行の日以後の北九州市旧古河鉱業若松ビルの使用に係る使用料について適用する。

新	旧
<p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(北九州市旧古河鉱業若松ビルの管理の業務等の特例)</p> <p>5 当分の間、市は、北九州市旧古河鉱業若松ビルの管理を自ら行うものとする。</p> <p>6 前項の場合において、指定管理者の指定の取消し（令和3年北九州市告示第325-2号）により告示した北九州市旧古河鉱業若松ビルの指定管理者の指定の取消しの日前に当該指定の取消しを受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った、当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。</p> <p>7 第5項の場合において、市は、北九州市旧古河鉱業若松ビルの使用につき、第6条の規定にかかわらず、利用料金の額の承認（平成31年北九州市告示第207号）により告示した北九州市旧古河鉱業若松ビルの利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。</p> <p>8 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要であると認める場合は、後納とすることができる。</p>	<p>付 則</p> <p>1～4 略</p>